

● 「でんさいライト」の取扱開始ならびに同サービスご利用のご案内について

お客様各位

令和6年11月18日

日頃は、当金庫に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

高知信用金庫は、令和6年11月18日（月）から電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）」が提供する「でんさいライト」の取扱いを開始いたします。

「でんさいライト」は、従来の電子記録債権サービス「でんさい」の一部機能をスマートフォンやタブレットを通じてご利用いただけるサービスで、安価な利用手数料で、簡単な操作で利用できることから、手形の利用頻度が少ないまたは受け取りのみをご希望される方、利用手段となるパソコンに不慣れな方にもよりお使いいただきやすくなりました。

紙ベースの約束手形・小切手については、政府が利用廃止に向けた取り組みを行う方針を示しており、全銀協が事務局となった検討会ではその方針を受け、2026年度末までに電子交換所における交換枚数をゼロにすることを最終目標とした自主行動計画を策定するなど、全面的な利用廃止を金融業界としても推進しております。当金庫においても、こうした取組みを一層後押しするため、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みを実施しております。

つきましては、紙の手形・小切手から電子的な決済方法への移行手段として、でんさいネットサービスやインターネットバンキング等の利用をご検討いただきますようお願いいたします。

当金庫は、今後とも県民の皆様の暮らしと事業に貢献できる次世代サービスの創造に、全役職員が一丸となって取り組んで参ります。

記

1. サービス開始日(申込受付開始日)

令和6年11月8日(月)

2. サービス概要

(1) ご利用いただける方

以下のご利用要件を満たすお客様が対象となります。

- 当金庫で普通預金を開設されている方
 - 法人および個人事業主、国・地方公共団体の方
 - インターネットを利用できる環境をお持ちの方
 - 反社会的勢力に属さないこと、過去に暴力的な要求行為等をした者でないこと
 - 行為能力を制限されていないこと
 - でんさいネットからの利用停止措置を受けていないこと など
- ※ご利用にあたっては、当金庫所定の審査がございます。

(2) サービス内容

インターネットに接続可能なスマートフォン・タブレット・パソコンから、ログインし、でんさいの「発生記録・譲渡記録・分割譲渡記録」等の取引を行うことができます。

① 主なサービスの種類

サービスの種類	内 容
発生記録請求	◆でんさいを債務者（支払人）側から発生させることができます。 （手形では「約束手形の振出」に該当します） ◆債権者側から発生させることもできます。
譲渡記録請求	◆受取った「でんさい」を他の利用者に譲渡することができます。 （手形では「手形の裏書譲渡」に該当します）
分割譲渡記録請求	◆受取った「でんさい」を分割して譲渡することができます。 例：100万円のでんさいのうち80万円を分割譲渡し、残り20万円のでんさいを自分の債権として保有することができます。
入金	◆でんさいを当金庫の決済口座で受取ることができます。 （支払期日になるとお客様の口座に自動的に入金されます）

② 従来の「電子記録債権サービス」と「でんさいライト」の比較

	電子記録債権サービス	でんさいライト
利用可能な機器	パソコン （スマートフォン・タブレットは利用不可）	スマートフォン タブレット パソコン

機能	一括処理が出来るなど 多機能	操作のしやすさを重視し、 機能を簡素化
アクセス 方法	間接アクセス方式 (金融機関システムを経由)	直接アクセスシステム (でんさいネット提供画面に利用者が 直接アクセス)
利用時間	平日 9時～15時まで	平日 8時～19時まで
発生記録請求 1件あたりの 債権上限額	1円以上100億円未満	1円以上100万円以下

(3) サービスご利用時間

平日 午前8：00～午後7：00

※土・日・祝日および12月31日～1月3日を除く。

(4) 利用手数料

別紙「電子記録債権サービス利用手数料」をご覧ください。

(5) ご利用方法

(株)全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）の「でんさいライト」特設ページ (<https://www.densai.net/densai-light/>) よりご利用いただけます。

(6) お申し込み方法

別紙「ご利用開始までの流れ」をご覧ください。

以 上

でんさいライト ご利用開始までの流れ

1. お申し込み ▶▶▶ 申込書類を当金庫窓口にご持参ください。

でんさいライトの主なご利用要件は以下のとおりです。

- ・当金庫で普通預金を開設（申込時に、新規に開設いただける方を含む）されている方
- ・法人または個人事業主、国・地方公共団体の方
- ・インターネットを利用できる環境をお持ちの方
- ・反社会的勢力に属さないこと、過去に暴力的な要求行為等をした者でないこと
- ・行為能力を制限されていないこと
- ・でんさいネットからの利用停止措置を受けていないこと など

でんさいネット共通フォームにて「でんさいライト利用申込書」および「口座振替依頼書」を作成・印刷のうえ、当金庫窓口へご持参ください。

主な必要書類は以下のとおりです。

- ・ご本人・法人を確認する書類（運転免許証・法人登記事項証明書 等）
- ・直近の決算書または確定申告書
- ・でんさいライト利用申込書・預金口座振替依頼書（でんさいライト用）

2. 審査 ▶▶▶ 当金庫所定の審査の後、審査結果をご連絡させていただきます。 ※審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。

3. ご来店 ▶▶▶ お届出印をお持ちになり、ご来店ください。

申込書（写）および関連書類をお渡しいたします。

「受取書」をご記入いただきます。

4. 利用開始通知 ▶▶▶ でんさいネットより利用開始通知が送付されます。

当金庫において利用者登録が完了後、でんさいネットより利用開始通知およびスタートガイドが郵送されます。

5. ご利用開始 ▶▶▶ 当金庫ホームページからでんさいネット特設ページを開き、ご利用いただけます。

でんさいネットから送付される「スタートガイド」に沿ってご利用下さい。

電子記録債権サービス 利用手数料

<手数料一覧>

項目		手数料金額（消費税込み／1件）			備考	
		でんさい （WEB利用）	でんさいライト （WEB利用）	窓口書面扱い		
基本手数料		無料	無料	—	電子記録債権サービスを利用する際の基本手数料です（月額）	
発生記録	本支店宛	330円	264円	1,100円 （※1）	電子記録債権の発生記録請求（手形の振出に相当します）を行うときの手数料です	
	他行宛	330円	264円			
譲渡記録	本支店宛	330円	132円		1,100円 （※1）	債権者として保有している電子記録債権を譲渡記録請求（手形の裏書譲渡に相当します）を行うときの手数料です
	他行宛	330円	132円			
分割譲渡記録	本支店宛	330円	264円			債権者として保有している電子記録債権の分割譲渡記録請求を行うときの手数料です
	他行宛	330円	264円			
保証記録		無料	—	1,100円 （※2）	債権者として保有している電子記録債権に保証人を設定する保証記録請求を行うときの手数料です	
支払等記録		330円	132円		口座間送金決済以外の方法で電子記録債権が支払されたことの記録請求を行うときの手数料です	
変更記録		330円	132円	1,100円 （※2）	電子記録債権の支払期日や金額等の一部項目の変更や発生記録の削除について変更記録請求を行うときの手数料です	
承諾記録・否認記録		無料	無料	—	発生記録、保証記録、支払等記録、変更記録に対する承諾または否認を行うときの手数料です	
取消		無料	無料	—	各種記録請求の取り消しを行うときの手数料です	
入金手数料		無料	無料	無料	債権者として受け取る電子記録債権を決済口座へ入金するときの手数料です	
開示請求	通常開示	無料	—	1,100円	債権者・債務者・電子記録保証人である電子記録債権の内容および記録請求の際に提供した情報の開示を依頼するときの手数料です	
	特例開示	—	—	3,300円	でんさいネットに書面申請が必要な開示（通常開示以外の開示）を依頼するときの手数料です	
口座間送金決済中止・組戻		—	—	660円	支払期日前に口座間送金決済以外の方法で電子記録債権を決済した場合等に口座間送金決済の中止（中止できずに振込がされた場合は組戻）を行うときの手数料です	
訂正・回復 （支払い不能通知の訂正を除く）		—	—	3,300円	電子記録債権について、でんさいネットに提供した情報と異なる情報が記録されている場合の訂正や記録保存期間の終了以前に消去された情報の回復をするときの手数料です	
支払不能通知の訂正・取消		—	—	3,300円	支払不能通知の事由の訂正または取消を行うときの手数料です	
支払不能情報照会		—	—	3,300円	支払不能通知または取引停止通知の有無および通知された支払い不能情報の内容について照会をするときの手数料です	
残高証明書発行 （都度発行方式）		—	—	4,400円	過去日付時点の電子記録債権の残高証明書の発行手数料です	
残高証明書発行 （定例発行方式）		—	2,200円	2,200円	年次・半期・四半期・月次の定例的な電子記録債権の残高証明書の発行手数料です （1通毎に課金されます）	

（※1）発生記録・譲渡記録・分割譲渡記録・保証記録・支払等記録の書面扱いは、電子記録債権サービスに利用しているパソコンの故障時等のみの取り扱いとなります。

（※2）変更記録は、利害関係者が3者以上となる場合は窓口書面扱いとなります。

<手数料のお支払い方法>

でんさい（WEB利用） 残高証明書発行（定例発行方式）の場合	当月（1カ月）分を翌月10日に決済口座から引落しいたします。
でんさいライト（WEB利用）の場合 （残高証明書発行（定例発行方式）を除く）	当月（1カ月）分を翌月末日に決済口座から引落しいたします。
窓口書面扱いの場合 （残高証明書発行（定例発行方式）を除く）	窓口での受付時に都度お支払いいただきます。